

## 令和4年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和4年7月22日（木）午後2時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和4年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第20号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について

日程第4 議案第21号 令和5年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

日程第5 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第23号 瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会委員の委嘱について

日程第7 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について

日程第8 教育長の報告

日程第9 その他 事務局長  
教育総務課長  
給食センター課長  
学校教育課長  
幼児教育課長  
生涯学習課総括主幹

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

服部 照

森下 伊三男

加木屋 加緒里

大平 高司

伊 藤 清 美

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

事務局長	佐 藤 雅 人
教育総務課長	井 上 克 彦
給食センター課長	松 野 光 広
学校教育課長	郷 通 芳
学校教育課総括主幹	石 野 陽 子
学校教育課主幹	松 野 英 泰
幼児教育課長	今 木 浩 靖
幼児教育課主幹	野 口 智 子
生涯学習課総括主幹	広 瀬 久 士
生涯学習課主幹	佐 藤 文 行

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課主幹 野 津 浩 行

**○傍聴者**

なし

### 開会及び開議の宣告

○**教育長** 皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましてはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和 4 年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。まず会に先立ちまして、7 月 5 日付で新しく伊藤委員が教育委員にご就任されました。最初にご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○**伊藤委員** 挨拶

○**教育長** 日程に従って進めさせていただきます。

---

### 日程第 1 令和 4 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和 4 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、を議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和 4 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

---

### 日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 日程第 2 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、森下委員よろしくお願ひ致します。

---

### 日程第 3 議案第 20 号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について

○**教育長** 日程第 3 議案第 20 号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 3 議案第 20 号 瑞穂市いじめ問題対策委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和 4 年 7 月 22 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、

瑞穂市いじめ問題対策委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質問等ございませんか。

ご質問等がないようなので、全委員異議なしと認めます。議案第20号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について、原案のとおり可決とします。

---

#### **日程第4 議案第21号 令和5年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について**

○**教育長** 日程第4 議案第21号 令和5年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 議案第21号 令和5年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、令和5年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採択に関する議決を求める。令和4年7月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択するものであるため。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～（非公開）

○**教育長** 議案第21号 令和5年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、原案のとおり可決とします。

---

#### **日程第5 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について**

○**教育長** 日程第5 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第5 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別添のとおり提出する。令和4年7月22日提出、

瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、子ども・子育て支援法施行規則及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、教育委員会規則の改正を行うもの。また、業務の効率化を目的としたA Iによる自動読み取りシステム（A I－O C R）を導入するにあたり、様式を変更する必要があるため、教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 幼児教育課長** A IによりO C Rの申請書を自動読み取りにて行うため、保護者が記入しやすく、A Iが識別しやすいように様式の変更を行うものです。
- 森下委員** A Iによる新しい様式でのトライアルはしていますか。
- 幼児教育課長** トライアルの結果を反映して変更を行っていますが、何度も読み込みをして精度を高めていきたいと思っています。
- 加木屋委員** 今後、他の申請においても取り入れていく予定はありますか。
- 幼児教育課長** 今後の予定としては放課後児童クラブの申込み時にも試してみたいと考えています。
- 伊藤委員** 今回の様式変更は、事務処理に関してのメリットを得られるものですが、保護者にとってのメリットは何がありますか。
- 幼児教育課長** 様式が記入しやすくなることもありますが、一番のメリットは、内定通知が従来に比べ早くなりますので、希望の保育所に入所できない場合などに次の保育所の検討が早くできることも一つと考えます。
- 加木屋委員** 生年月日については、西暦、和暦のどちらで記載するのか、また保護者が分かりやすいように何か対策はされていますでしょうか。
- 幼児教育課長** これまでの提出書類を拝見すると、和暦での申請が多いので今回は和暦としています。
- 教育長** その他ご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようなので、議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決とします。

---

日程第6 議案第23号 瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第23号 瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第6 議案第23号 瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和4年7月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱（平成29年4月7日告示第70号）第7条の規定により、委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 牛牧小学校区内の委員の方が多いですが、牛牧小学校区内での設置を想定してのことでしょうか。

○**幼児教育課長** そのとおりです。

○**森下委員** 保護者の代表は、毎年入れ替りも想定されますが、学識経験者の方は継続の委員ですか。

○**幼児教育課長** 全員今回からの委嘱となりますが、学識経験者についてはそのように考えています。

○**加木屋委員** 公私連携型保育所を運営する法人を選考する委員を委嘱するということですか。

○**幼児教育課長** そのとおりです。

○**教育長** その他ご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、議案第23号 瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会委員の委嘱について、原案のとおり可決することとします。

---

## 日程第7 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について

○**教育長** 日程第7 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 意見聴取 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定

について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年7月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和4年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○伊藤委員 保育施設でのいじめ事案が話題になっていますが、瑞穂市内の保育所において、いじめ事案はありますか。

○幼児教育課長 現在のところいじめの報告は受けていません。そのような場面があった時には、保育士が園児との間に入り上手になだめながら対応し、保護者にはお迎えの際に状況を伝え、お互いが納得した上で降園することを徹底しています。

○大平委員 この条例は、保護者の意向をよく汲んで慎重に対応するという趣旨のものということですか。

○学校教育課長 そのとおりです

○教育長 引き続き保育所、幼稚園、小中学校も含めて指導を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○教育長 その他ご質問等ございませんか。

ご質問等がないようですので、全委員異議なしと認め、瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、原案のとおり承認とします。

---

## 日程第8 教育長の報告

○教育長 日程第8 教育長の報告です。大きく2つ話をさせていただきます。まず1つ目は市教委訪問です。管理職、校長との懇談を通して3点感じております。

1点目は校長が教職員の実態を積極的にとらえて、1人1人に寄り添いながら対処や指導がされているということです。

2点目は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事が、チームでしっかり対応しているということを感じております。起きた事案に対してそのメンバーを中心に、協議しながら迅速に組織として動いている学校体制であるということを感じております。

3点目は学校の課題をとらえて、その解決のために手立てを講じようとしています。例えば、若手職員の指導力向上の取り組みです。希望者で若手を指導するためのミドルリーダーが中心になって、いろんな工夫をして指導が行われていると思っていますので、これは大事にこれからも続けてほしいということを思いました。

大きく2つ目は、6月議会の一般質問に関わって、前回も少しお伝えしましたが、現状をお伝えしようと思います。1つはICT教育の現状です。学級閉鎖のときには担任がオンラインで家庭とつないで授業を行っています。また、授業では、例えば体育の高跳びの授業では、自分が跳んでいる様子を仲間にタブレットで撮影してもらっています。自分がどうやって跳んでいるかということをイメージできますので、次の練習に生かす事にも活用できます。美術の授業では自分の顔を撮影し、それを見て自画像を描いたり、ノートを撮影し電子黒板に送信し、全員が自分の作品を発表したりして発表の場として活用しています。中小学校はNEW! GIFUウェブラーニングの活用推進校に岐阜地区で選ばれています。教師はタブレットで、だれがどこの問題まで進んだかというのが一目瞭然に把握することができ、支援を必要とする児童への指導も素早く行うことができます。市内の各学校においても利用できると感じました。

最後に、7月4日に巣南中学校で、非核平和都市宣言のアオギリの植樹式が行われました。穂積中学校、穂積北中学校、巣南中学校と3校目となります。市としては、人権、平和、環境を3つの柱として取り組んでいます。来年度以降、学校でどのような取り組みが出来るかを考えています。環境学習では、総合的な学習の時間に牛牧小学校では、五六川や犀川の水質調査をしたり、岐阜土木事務所の職員からお話を聞いたりしています。中小学校はハリヨの環境を守るための学びをしていますので、見直しを図りながら市としての取組も一緒に行っていきたいと思えます。

---

## 日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他です。

事務局長から順にお願いします。

○事務局長 今回はございません。



○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 穂積小学校難聴教室整備工事が令和5年1月10日までの工期で契約ができましたので報告します。また、広報みずほ8月号に教育委員会及び教育委員さんの紹介記事を掲載する予定です。

○**教育長** 給食センター課長

○**給食センター課長** 特にございません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 今年はラジオ体操を実施される地区もあり、夏休みしか体験できないことができる時間になるといいと思っています。

また、ほづみ幼稚園ではコロナ禍ということもあり、来年度の入園児募集の説明会を4回に分けて実施しているところです。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 瑞穂市内の保育施設においてクラスターが発生しました。今後も熱中症の予防策に合わせて新型コロナウイルス感染症の対策を引き続き実施してまいります。子供は遊びに夢中になると暑さを忘れてしまうので、定期的に水分補給をさせながら、感染症対策として換気を行い、三密の回避を徹底し安全に運営をしていきたいと考えております。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課総括主幹** 大月のサンコーパレットパークの整備にあたって2点報告します。1点目ですが、自動販売機2台を設置いたしました。災害協定に伴うもので、災害が起きたときに飲料水を皆さんに提供することも含めて設置しております。

2点目は、淡墨ロータリークラブからソーラーの温度表示器を寄附していただきましたので、先日披露を行いました。

○**事務局長** 淡墨ロータリークラブからは、3月に淡墨桜を2本いただき、さらに今回ソーラーの温度表示器をいただきました。

○**伊藤委員** 瑞穂市内の保育所職員がコロナウイルスに感染によってクラス閉鎖となった場合に、一時的に他の保育所に通所し保育に欠ける子供たちへのケアや支援をすることはありますか。

○**幼児教育課長** 外部からの感染リスクを考え、他の保育所から保育士の応援や、

他の保育所への通所することはありません。

○**教育長** 全体を通して、質問等よろしいでしょうか。

ないようですので、次回の教育委員会会議の開催について確認させていただきます。第8回定例会の開催は、8月22日（月）午後2時からです。続きまして、9月の定例会でございますが、9月30日（金）午後2時からでよろしくお願ひします。

---

### **閉会の宣言**

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和4年第7回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

**閉会 午後3時29分**

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年7月22日

瑞穂市教育委員会 教育長 服部 照

委員 森下 伊三男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。